



みらい経営グループ  
あなたの繁栄が私たちの喜びです！

# 税理士法人みらい経営レポート

〒456-0051 名古屋市熱田区四番二丁目14番34号

今月の視点

## インボイスは経営力の発揮！

～ 値引きか値段交渉か！？ 適切な消費税へ！ ～

平成元年4月1日にスタートした消費税は、自らが売上に係る消費税から仕入に係る消費税を引いて計算します。そして、自らが仕入に係る事実を記帳した帳簿の保存が必要でした。

ところが、諸外国の付加価値税をみると、税額票いわゆるインボイスが広く使われています。「自己記帳」を基礎とする日本型消費税は、制度の透明性と信頼性の確保から問題視されています。いわば「第三者の記帳した書類」が求められているのです。

なぜなら、申告納税手続きを行なう事業者を通して、実質的に消費者が税を負担することが予定されている間接税だからです。従って、売上により預かった消費税が確実に納付され、仕入税額控除による税の累積の排除が確実に行われる必要があります。

売上消費税と仕入消費税とは、車の両輪の関係にあり、その両方が正確に把握され、納付税額が適正に算定されることが必要です。

そこで、令和5年10月1日より、インボイス制度（適格請求書等保存方式）が日本の消費税制度となり、諸外国制度と同じ標準となります。

この制度は、事業者登録を基礎としており、国税庁の登録を受けた事業者から行った課税仕入れだけが、原則として仕入税額控除の適用を受けることができます。

免税事業者においては、事務負担が増加するのみならず、実質的な税負担が生じることも想定され、実務への影響は、相当に大きいと考えられます。

### (1) インボイスの概要

実務上、インボイスに記載が必要なこと

- ① インボイス発行事業者の名前、屋号や略称でも可
- ② 登録番号（税務署長の発行）、法人の場合はT+13桁の法人番号
- ③ 取引年月日、納品やサービスの提供日
- ④ 取引の内容、商品名やサービス内容。「品代」は中身が不明だから不可。
- ⑤ 食品や新聞など8%はその旨記入。「※」などの記号も可。
- ⑥ 税率ごとに区分して合計した税抜又は税込と税率
- ⑦ 税率ごとに区分して合計した金額
- ⑧ 取引の相手方の名前

## (2) これまでの請求書・領収書との違い

- ① 登録番号があること
- ② 金額の書き方。税率ごとに合計した税込金額または税抜金額のどちらかと、各々の適用税率、税率ごとの消費税額を書きます。
- ③ 請求書や領収書の修正は必ずインボイス発行事業者が行なう。インボイスを受け取った人が書き加えてはいけない。

## (3) インボイスの役割

消費税の納税の仕組みは次の通りです。

「預かった消費税」－「支払った消費税」（仕入税額控除）＝納める消費税

この正確な消費税や税率を適正に伝えるための手段がインボイスなのです。

## (4) インボイスでなければ仕入税額控除できない

仕入先からインボイスを貰わなかったり、紛失してしまったりしたら、仕入税額控除できません。登録されていない事業者も、これまで通り請求書などを発行できます。しかし、インボイスではないから買い手は仕入税額控除できません。

インボイス発行事業者の登録は任意です。

## (5) インボイス発行事業者の登録制度

- ① 登録申請書。e-Taxまたは書面で税務署長へ提出
- ② 税務署による審査（原則、登録拒否はありません）
- ③ 登録及び公表（国税庁のホームページ）
- ④ 法人は本店の所在地
- ⑤ 個人は屋号、芸名、ペンネームなど
- ⑥ 個人は事務所所在地

## (6) 登録手続きについて

課税事業者が令和5年10月1日のスタートからインボイス発行事業者になるには、令和5年3月31日までに「適格請求書発行事業者の登録申請書」を税務署に提出します。

インボイスを止めることもできます。「登録の取り消しを求める旨の届出書」を税務署に提出します。この場合、「事業年度（個人は年分）の末日から数えて30日前の日の前日」までに、この届出書を提出します。

## (7) 課税事業者しか登録できません

インボイスは「正確な消費税額や適用税率を次の事業者に伝えるための手段」です。そもそも、免税事業者は消費税を納税していません。買い手から消費税を預かりません。従って、消費税を他社に伝える必要がないので、登録もできません。但し、「課税事業者選択」制度を選択して課税事業者になれば、インボイスの登録ができます。

**(8) 免税事業者が課税事業になるための、納める消費税？**

大工Aさん (免税)		大工Bさん (課税)	
年間売上	990万円	年間売上	1,100万円
預り消費税	なし	預り消費税	100万円
支払消費税 (経費など)	63万円	支払消費税 (経費など)	70万円
納付消費税	なし	納付消費税	30万円
↓ 申告・納税セット		※免税事業者が「課税事業者」を選択した場合	
年間売上 (消費税込)	990万円		
預り消費税	①90万円		
支払消費税 (仕入・経費など)	②63万円		
納付消費税	①-②27万円		

**(9) 免税事業者が課税事業者になる！顧客からインボイスを求められる？**

税込2,200万円 (内消費税200万円) の建物を外注の大工さんに発注する場合

C 建設会社			
大工Aさんに発注		大工Bさんに発注	
(インボイスなし：見積り330万円)		(インボイスあり：見積り330万円)	
預り消費税 (施主支払い)	①200万円	預り消費税 (施主支払い)	①200万円
支払消費税 (インボイスなし)	②0円	支払消費税 (インボイスあり)	②30万円
納付消費税	①-②200万円	納付消費税	①-②170万円

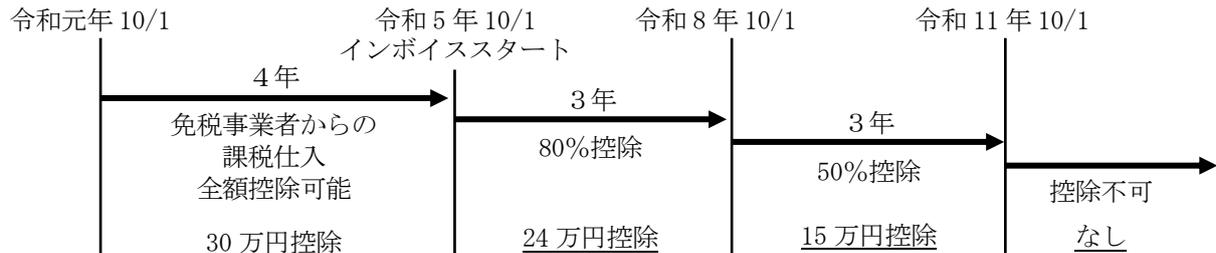
※建設会社の立場：品質・支払い同じならば、インボイス事業者のBさんに発注する可能性が高い。

↓

インボイスは経営力の発揮：値引か、価格交渉か、課税事業者になるか？

**(10) インボイスのない事業者からの仕入の経過措置**

見積330万円 (本体300万円) 消費税30万円



**(11) 免税事業者がインボイス業者になるときの期間限定の特例**

「令和5年10月1日を含む事業年度」限定の特例

令和4年12月期	令和5年12月期		令和6年12月期
	申請書の提出期限 令和5年3月31日	登録日 令和5年10月1日	
	↓	↓	
免税	免税事業者	インボイス業者 課税	インボイス業者 課税

※消費税課税事業者選択届出書の提出は不要です。インボイス登録申請書のみを提出します。  
※令和5年9月30日以前の仕入商品も仕入税額控除可能です。棚卸資産を調べましょう。  
※令和5年10月1日から簡易課税制度選択可です。

### (12) インボイスは7年と2ヶ月保存が必要です

事業者ごとの登録なので、番号は1つです。

インボイスに洩れやミスがあった時、追記や修正は禁止されています。正しいインボイスを再交付しましょう。手書きも可能です。

### (13) インボイスがないなら10%値引して、と言われても応じなければならない訳ではありません

独立禁止法の「優越的地位の濫用」や下請法の「下請代金の減額や買ったたき」など法律違反の可能性があります。

### (14) インボイスを発行しなくてよいケース

3万円未満の運賃、卸売市場での販売、自販機やコインロッカーなど3万円未満の支払い。買い手はインボイスの必要項目を自社で記入しましょう。税額控除をすることができます。

### (15) 私たちの事務所から免税事業者の皆様方へのご説明（3つのポイント）

1) 現況の把握（課税事業者との取引内容）をします。自社の業種がポイントIです。

売上先が免税事業者や消費者のみである場合には、売上先で仕入税額控除を行なうことが想定されないため、インボイスを発行する必要がありません。この場合にはインボイスへの対応は不要となります。

2) 取引への影響の検討をします。

取引先に課税事業者がある場合には、インボイス制度導入後の影響を検討する必要があります。インボイス制度後の売上高への影響、課税事業者を選択した場合の消費税額の負担額などを天秤にかけて、選択を行いません。

① 免税事業者のままでもよい

#### メリット

消費税申告やインボイスの処理に関する事務が不要。

#### デメリット

これまで請求していた消費税分は請求することが難しくなる。

(=約9%の値引きとなる)

取引先が仕入税額控除を受けるために、取引自体の見直しが行われる可能性がある。

新規取引の際に、免税事業者であることを理由に敬遠される可能性がある。

⇒収益悪化

② 課税事業者に切り替え

例えば、簡易課税（卸90%、小売80%、製造70%、その他60%、サービス50%、不動産40%）を選択することがポイントIIです。

メリット

取引が今まで通り継続できる。

デメリット

インボイスや消費税処理のための事務負担が増加する。  
消費税の負担が増加する（税金の試算をする）。

③ 「品質アップや価格交渉」

前記4ページの（13）や、買ったとき消費税転嫁対策特措法第3条1号後段（税込価格で賃料を定めていても、税率引上げ後の賃料について、前の賃料と同額払うことは買ったときで、法律違反）を参考に交渉したり、品質をアップして対応しましょう。

**（16）同族間取引についての論点**

社長などへ同族間取引で家賃を払っている場合、経過措置期間経過後、インボイスの登録をして、消費税を納める。免税事業者ならば、会社で控除はできません。

1) 現行

会社では全額仕入税額控除。不動産所得の申告。

2) 経過措置を適用して

令和5年10月～令和8年9月：賃借料の80%：仕入税額控除が可

令和8年10月～令和11年9月：賃借料の50%：仕入税額控除が可

3) 経過後、インボイスの登録を行なう。消費税、不動産所得の申告を行なう。

ご不明な点は何なりと当事務所へお問い合わせください。

みらい経営グループ代表 石川 光男

**2月の税務と労務**

- |                         |           |
|-------------------------|-----------|
| ・ 12月の決算法人の確定申告、消費税など納税 | 期限(2月28日) |
| ・ 6月の決算法人の中間申告、納税       | 期限(2月28日) |
| ・ 6月の決算法人の消費税の中間申告      | 期限(2月28日) |
| ・ 1月分源泉所得税納付            | 期限(2月10日) |

税理士法人みらい経営（発行元）

税理士・中小企業診断士 社会保険労務士・行政書士 石川 光男

〒456-0051 名古屋市熱田区四番二丁目14番34号

TEL052(651)6000 FAX052(652)0066

ishikawa@ishikawakk.or.jp

<https://www.mirai-kg.com/>